

令和3年7月7日

環境省福島地方環境事務所長 様

南相馬市長

### 新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る要請について

貴所におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市の新型コロナウイルス感染者については、今月に入り2件のクラスターが発生するなど、6月26日から本日までの12日間で40名の新規感染者が確認されました。

県の発表によると、クラスターの初期の感染者には、環境省発注工事に従事する作業員が多数含まれており、いずれも、原町区の繁華街にある接待を伴う飲食店で感染したものであるとされております。

このように感染拡大が急増するなか、地域医療への負荷が増大しており、市民の不安も高まっていることから、市ではこの状況を「非常事態」と位置づけ、市民への不要不急の外出自粛のほか、相馬野馬追を含む各種行事の開催についての早急な再検討、接待を伴う飲食店の従業員・利用者等へのPCR検査の実施など、特別対策を実施することを決定しました。

つきましては、貴所におかれましても、これ以上感染を拡大させ、市民生活に影響を及ぼすことのないように、作業員に対して下記の事項を徹底されますよう、強く要請いたします。

#### 記

- 1 感染防止対策及び健康チェックを徹底すること。
- 2 飲食店を利用する場合は、感染対策がしっかりとられている店を利用すること。
- 3 会食する場合には、少人数、短時間で普段から一緒にいる人とする事。  
なお、南相馬市内は7月31日までの間、市民に対し不要不急の外出自粛を要請しており、飲食店に対しては時短営業が要請されています。
- 4 相双保健所の疫学調査には、感染拡大防止の観点から行動履歴の申告を含め積極的に協力すること。
- 5 新型コロナウイルスワクチン接種について、環境省の主導による職域接種を早期に実施すること。